

國學院大學學術情報リポジトリ

国司の在京：「遥任」・「遥授」をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 憲司, Nakamura, Kenji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000451

国司の在京 — 「遙任」・「遙授」をめぐって—

中村憲司

はじめに

本稿は、平安前期の国司制における遙任官・遙授官の考察を目的とする。律令国家の官司は中央官司である京官と、地方官司である外官に分かれ、古代の地方行政区画は五畿・七道の諸国で成り立ち、個々の国に外官の国司が派遣された。国を直接管轄するのは国司であり、国司官人は、守（長官）・介（次官）・掾（判官）・目（主典）の四等官、およびその下位の史生・国博士・医師等で構成される。養老職制律6之官限満不赴条では「凡之_レ官限満、不_レ赴者、一日答十、十日加_一等_一、罪止徒一年_一」と定めており、律令官人は職務を有する官司に赴任することが原則であった。しかし、これまでの研究をまとめると、令制下の地方官（外官官人）には三種が存在したと考えられる。

- 1 現地に常駐して、地方官として執務する者
 - 2 京に常駐（あるいは必要な時だけ下向）して、地方官として執務する者
 - 3 京に常駐して、地方官として執務しない者
- いうまでもなく、大多数の地方官は1の形態で従事し、2は前稿でその存在を論じたものである。^{〔1〕}また3の官人の

大半は、兼官が原因と考えられている。律令官司では官職の兼任が許容されており、複数官職に就くものは位階が高い官を正官、その他を兼官と称した。京官官人をそのまま遠隔地の官司に補任することも珍しいことではなく、そのような律令地方官人のなかには任地に常駐せず、在京を選ぶ者も少なくなかった。²⁾ 令制下における在京地方官の初見は大宝令施行直後に既に確認できるものであり、2・3の大半は兼国の京官官人とみてよいであろう。³⁾

ところで、地方官には1から3に相当する多種多様な種類が存在したわけであるが、それらを示す官職名や用語は存在しなかったのだろうか。この問題を考えるときに、想起されるのが外官官人のなかに「遥任」「遥授」と呼ばれる特殊な任官が存在したことである。しかし、現在までの国司制研究では、遥任と遥授を同義とする見解が一つの主流を占めている。両者に言及した論考自体は明治期にまで遡るが、今日に至るまで明確な区別は導き出されておらず、律令官制研究にもあまり寄与していないのが実情である。そもそも、日本古代史研究において遥任・遥授官の存在は財政的観点を除けばさほど関心を引いて来なかった。⁴⁾

近年、律令官僚制のすぐれた成果が蓄積されており、氏族制的原理を色濃く残す日本の律令官制・職制の在り方が指摘されている。⁵⁾ しかし、それらの研究は中央官司を論じたものであり、律令官人の大多数を占めた外官の研究は大きく立遅れているといつてよい。筆者はその一因を、きわめて曖昧なまま等官視されてきた、在京地方官の役割・位置づけにあると考える。しかし官制・職制研究を進めるうえで、地方官制を捉え直す基礎研究は決して怠るべきでない。加えて、先学諸氏による遥任・遥授の定義には再考の余地があり、そこから大きな論点を提起することが可能であろう。そこで本稿では、遥任・遥授の国司とその国務との関わりに着目して検討をおこない、日本の地方官制の特色を考える足掛かりとしたい。

一、遷任・遷授官の主要史料

「遷任」と「遷授」は、どちらも距離の遠隔を示す「遙か」という字に任官・授官を示す字が接続した単語であり、官職任命の意味で用いられる。表1は平安前期、表2は平安中期における両者の史料を収集した一覧表である。これらの事例をみる限り、外官の任官を指して用いられており、両語の「遙か」は外官に対置される京官・中央官人からみた位置づけと理解できよう。

八世紀以前に「遷任」「遷授」と明示した史料は皆無であり、史料上最初に登場するのは遷授官である。遷授官が空官（職務を果たさないポスト）を意味することは、古くから指摘されてきた。明治期に喜田貞吉は、遷授国司を「国司の其身京にありて任地に赴かざる者」と定義し、任国に赴任しない国司を遷授国司と一括して理解した。次いで瀧川政次郎は遷授国司が「国務に預からない」と説き、吉村茂樹は国司の網羅的な概論を遺し、非赴任（任地へ下向しない）を公的に認められた国司がすべて遷任国司にあたるとした。そのうえで、遷授国司は①単官で遷任の者、②兼国で遷任の者という二種からなるという見解を提示して遷任・遷授を同義と解釈し、非赴任で得分のみを得る国司の総称が遷授国司であると論じた。泉谷康夫も遷任・遷授国司を同義と解釈しており、任用国司研究に取り組んだ近年の渡辺滋や集英社本『延喜式』注釈も同じ理解を踏襲している。また原田重は遷任国司を遷授国司と同義と理解し、赴任をしない兼任国司たちは未赴任を公認された遷授国司とは異なると提起した。

それに対して、木内基容子は遷任と遷授をはじめて区別し、「遷授国司」を職務に就かずとその給与を授与されるポストとし、「遷任国司の内赴任義務を負わない者」と定義した。また同氏は『貞観交替式』と『貞観格』に規定がないことをもって、遷授国司は貞観期後半に成立したとしている。

これら先学の見解をまとめると、遥授官を空官とした点で一致するものの、遥任官については木内以外、特に検討もしないまま遥任¹¹遥授とみてきたといつてよい。またいずれの見解も、制度上の時系列的变化に注意を払わなかった点も問題であろう。

そこでまず本章では、主要な史料によって遥任・遥授の語義の再検討をおこなうこととする。表1でまとめたように、遥授官の初見は弘仁二年である。

史料①『日本後紀』弘仁二年（八一）二月庚辰（十五日）条

大宰府官并所管国司、聽公廩四分之一、年漕于京。遥授之官、半分焉。

大宰府官人と管内諸国司は中央派遣官であり、その本貫も概ね京・畿内に所在する。親族を同伴した外国赴任は中央官人の任地土着を防ぐ規定¹²によって厳しく制限されており、彼らは京にいる家族や縁者の下へ俸給を毎年送付していた。史料①は西海道官人が船舶で京送する俸料の量に制限額を設けたもので、海運の利用を受給総額の四分の一までに制限し、残りは陸送を命じている。他方で、遥授官はその海運量を通常官人の二倍まで許容されており、遥授官が通常の官人よりも厚遇される性格を帯びていたことが是認されよう¹³。

史料②東山御文庫卷子本『続日本後紀』承和七年（八四〇）五月丁丑（二日）条¹⁴

勅、内外之吏、无^レ禄之人、夙夜服^レ事、身^カ衣食。因^レ兹、或兼^レ牧宰、猶直^レ本任、或^レ拜^レ外吏、留^レ京華。皆^レ將^レ潤^レ以^レ俸料、令^レ得^レ代^レ耕。而^レ諸^レ國、皆^レ忘^レ旧^レ貫、使^レ附^レ遥授人。諸^レ使、遂^レ使^レ公文、或^レ於^レ失^レ錯、賁^レ物、煩^レ於^レ僿^レ惡。非^レ唯^レ一身^レ兩^レ宮、後^レ失^レ弁^レ成^レ雜^レ務。宜^レ下^レ知^レ五^レ畿^レ内、七^レ道^レ諸^レ國、停^レ中^レ止^レ附^レ。

史料②は「遥授人」、つまり遥授官人に対して、兼任する任国公文の京進・提出を委託しないよう禁じたものである。遥授官は京進公文の提出すら禁止されており、したがって政務一般に関与した可能性は低いと考えられよう。こ

の勅は『貞観格』に収録され、以後長く効力を保った。¹⁵この史料②については、次章で再度検討する。

史料③『統日本後紀』承和九年（八四二）十二月戊辰（八日）条

伯耆守從四位上笠朝臣梁磨卒。（中略）年老去劇、遥授伯耆守。六十五而終。

史料④『文徳天皇実録』天安二年（八五八）六月己酉（二十日）条

大学助從五位下山田連春城卒。（中略）春城、年十五、入学。依未成人、於堂後、聽講晋書。後、嵯峨太上天皇、欲令皇子源朝臣明、成大業。而求大学生志学者、將為同学。時春城應徵、与明同房、閱覽諸子百家。遥授丹波權博士、為勉学之資。俄而太上天皇崩、春城失塗悲歎。仁明皇帝、欲令春城遂本業。詔侍校書殿、賜閱御書、内藏寮日給其食、即遥授備後權少目。

任官事由が判明する遥授官は承和九年ごろの二人の国司（史料③・④）が初見で、高齢を理由に伯耆国司を遥授された笠梁麻呂と、「勉学之資」とする目的で丹波權博士を「遥授」された山田連春城の二人である。前者の史料③は笠梁麻呂の卒伝であり、彼は丹波守、勘解由使長官、左中弁などの高官を歴任した人物で、高齢を迎えて劇務から解放する趣旨で件の伯耆守に遥授された可能性がある。したがって「遥授」の任官とは実態を伴わない、あるいは極めて少量の事務に抑制されていた可能性が認められる。

後者の史料④は、遥授官の任期中に死去した山田春城の卒伝である。当時の国司任期は四年間であるので、その任官は承和六年以降に下る。¹⁶大学寮の学生であった春城は、英才をもって嵯峨皇子源明と同房で学ぶ荣誉に与かり、その曙に丹波国博士を遥授されたのである。この遥授は勉学の資養が目的であると明記され、彼は任官後も平安京の東宮御所（雅院）に在直したことになる。学資という任官経緯を考慮すると、国博士として一般的な職務を果たした可能性は低いといえよう。また遥授官は、その時々々の天皇の意志で任命できたことが確認できる。なお③・④ともに官

職の兼任が確認できないことに注意しておきたい。

史料⑤『日本三代実録』貞観八年（八六六）十月二十五日丙申条

刑部省断罪文云、(中略)判断之失、既由判官。仍正七位下行掾高階真人全秀・正六位上行左近衛将監兼権掾

藤原朝臣房雄、为_レ首。全秀身带_レ七位。例減_レ一等、合_レ杖六十・贖銅六斤。房雄遥授、不_レ預_レ其事。合_レ免

其罪。(中略)参議正四位下行右衛門督兼守藤原朝臣良繩・従四位上行皇太后宮大夫兼権守藤原朝臣良世、为

第三従。亦是遥授、合_レ免_レ其罪。

史料⑤は遥授官が赴任もせず、国務に関与しないとす説の論拠となってきたものである。貞観八年、讃岐国内で殺傷事件が起こり、百姓らを讃岐国司が裁定して処罰したが、後に判決内容を審理した刑部省が誤断を発見したことで、裁判を直接担当した讃岐掾高階全秀が処分され、直接関係しない同僚の国司たちも連坐・断罪された。¹⁷断罪文は養老名例律40同司犯公坐条に沿って、国内裁判を掌る掾と権掾を首(主犯)に宛て、介を「第二従」(従犯の第一)、正・権の守を従犯の二、大少の目を従犯の三という等級に振り分けた。そして掾と他の同僚国司(赴任国司)は実際に処罰される一方で、「其の事に預からざる」ゆえに権掾と正権の守の遥授国司三人は免責された。裁判に直接関与したのは掾だけであるが、他の讃岐国司も連坐させるのが名例律の原則である。しかし同僚に連坐制の適用が及んだにもかかわらず、遥授国司は一切免責されている。これら遥授官たちは、事件後の貞観九年讃岐国解の位置欄に「在京」と記された国司たちである。¹⁸以上のことから、遥授官は任地に駐留せず、連坐の適用外であったこと、つまり国司の政務に関与していなかったとみる概然性が導き出される。

史料⑥『延喜交替式』第125条

凡a遥授国司、不_レ給_レ公廨田并事力。亦b到_レ任之後、留_レ京者同停_レ給。但殊被_レ徵召、未_レ経_レ一年、帰_レ国者、

不在 此限。

史料⑦『類聚三代格』卷六・事力并公廩田事・貞觀十二年十二月二十五日官符

一、可_レ停_レ給_レ国司已下、到_レ任之後、留_レ京者、事力・公廩田事

右、造式所起請云、頃年国司、到_レ任所_レ後、未_レ勘知前、申_レ請官符、規_レ要留京。量_レ其本情、無_レ有他計、為_レ貪_レ事力及公廩田。徒損_レ公家、還_レ潤私門。論_レ之政途、甚_レ無_レ謂。伏望、如_レ此輩、永_レ停_レ充給、以絶_レ奸慮。但_レ别有_レ仰事、暫_レ被_レ徵召、未_レ經一年、歸_レ於国者、不在_レ此限者。從三位大納言兼左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣基経宣、奉_レ勅、依_レ請。

史料⑥は、延喜二十一年（九二一）奏進の『延喜交替式』の一条である。この条文は国司公廩田の支給基準について定めており、前半 a は国司と品官（史生・国医師や弩師など）が「到任」の後に留京をした場合、事力と公廩田（職分田）の支給を停止するというものである。b の法源である史料⑦を参照すると、「到任」とは、新任官が任国へ到着することを指す語であり、「勘知」は引継ぎのことである²⁰。又、「到任之後、留_レ京」とは、一旦任国に赴きながらも、そのまま京に留まることである。文意を補うと「到着して以降、現地に駐留せず¹⁹にふたたび帰京して留まる」ことであり、それを画策する国司が貞観年間に問題化していたことになろう。

任地で給田を受けない国司は、a 「遷授国司」と b 「到任之後、留_レ京者」の二者に分類されている。a に続く b は、「亦」の語を用いているので別種の国司となり、遷授国司は b の国司と別だったことになる。さらに注目すべきは、b の国司がもしも国司としての役目を果たさない存在であればそれも問題視されて然るべきであるが、史料⑦の造式所起請が何ら言及していないことである。つまり b の国司は国務に無関係ではなかったとみる余地があるのではなからうか。

原田は史料⑥bを遥授国司とは別の国司とし、木内も同じく遥授国司以外の国司と理解している。確かにbが遥授国司の意味であると、aとbが重複規定となってしまう。したがって、bが遥授国司ではないとする原田らの理解は是認される。時代は下るが、辺要国備仗を停止する寛平七年（八九五）十一月七日付官符（『類聚三代格』卷五・加減諸国官員并廢置事）では、宇多天皇が「遥授官員、不_レ赴_レ州府」と述べている。つまり「遥授」は、到任をする史料⑥bの国司とは別種の官人なのである。同じく天曆三年（九四九）正月二十一日（『別聚符宣抄』）に檢非違使の増員を申請した近江国解文には、「追捕・檢察、少_レ人勤行。加以、上下国司、遥授数多、任用之吏、従_レ事者少」とある。遥授国司の増加を檢非違使増員の事由としたことは、遥授の任用国司が実務に益しなかったことを示している。

史料⑧『類聚符宣抄』第八・免本任放還事・延喜二十年（九二〇）丸部安沢解文

近江史生丸部安沢解申、請_レ藏人所裁_レ事

請_レ被_レ召_レ仰式部省_レ早令_レ申_レ補任_レ之状

右、安沢依_レ日次供御所勞_レ、去延喜十二年、任伊勢史生。罷_レ任之後、去年被_レ恤_レ任件国史生。而式部省称_レ不_レ進_レ本任国解由、未_レ申_レ補任。謹檢_レ案内、安沢任_レ伊勢史生之時、勤_レ奉_レ供御、不_レ向_レ任国。仍去延喜十二年二月二十一日留京官符、下_レ国先了。然則遥任之人、何拘_レ解由。望請_レ所裁、被_レ召_レ仰彼省、早令_レ申_レ補任。仍録_レ事由、謹請_レ裁、謹解。

延喜二十年六月十九日 近江史生丸部安沢

右大臣宣、奉勅、宜_レ仰_レ式部省、莫_レ令_レ責_レ件安沢、本任放還_レ者。

延喜二十年閏六月二十八日 大外記伴宿祢久永 奉

史料⑧は『貞観式』施行下の、延喜二十年（九二〇）の記事である。丸部安沢は近江国史生に新任されたが、前任

国での解由状を提出していなかったために、その過で諸国史生を判補する式部省は新任を差し止めた。そこで彼は伊勢史生任官の直後に「留京官符」が交付されていたことを根拠に、自身は「遥任」の官人であり、解由の取得が不要であると弁明した。²¹ この事例では安沢本人が伊勢に赴任しなかったと明言しており、一見遥授と同じ性格を読み取ることも可能であろう。しかし現地に行かないことが空官と同義ではないことは、前稿で論じた通りである。在京官人が地方官の職務を果たした明証は少なからず現存しており、兼任官であることが遥授官（空官）であることを担保しなかった。したがって史料⑥は、遥任官が遥授官と同義か否か何も語っていないことになる。

史料⑨ 『延喜交替式』第37条

凡 a 遥任国用(司カ)、不_レ責_レ解由。 b 其到_レ任之後、経一・二年、乃身留_レ京者、釐務之間、若有「欠損」、限内准_レ不_レ与_レ解由状、臨時言上。

史料⑩ 『延喜式』式部上169 解由日限条

凡諸司・諸国、進_レ解由_レ者、諸司長官六十日、次官以下及史生三十日、為_レ限。諸国長官百二十日、任用六十日為_レ限。但長官・任用、同時解任者、交替了後、与_レ長官_レ共言_上其与_不之状。(中略) 但遥任・陰陽・大学・典藥寮等諸博士・諸司不_レ預_レ公文之類、並不_レ責_レ解由。

史料⑨は延喜二十二年(九二二)撰進の交替式文であり、⑩は康保四年(九六七)施行の延喜式文である。これらは遥任官と一部京官の解由状取得を免責する内容であり、遥授国司と遥任国司を同義とする吉村たちの論拠になったものである。福井俊彦も『延喜交替式』を論じるなかで、⑨を「遥授国司」の解由規定として理解している。²² おそらく福井たちの解釈は、解由取得が原則としてすべての官人に義務づけられ、その免除には何らかの立法が必要であると考えたことによるものと推測される。たしかに現存する諸法典は遥授官の解由免除を規定していない。しかし遥授

官はそもそも赴任せず、時々天皇の意向（史料④）で任官される特異なポストであった以上、解由状取得が免除されたことはむしろ当然という理解も成り立つ余地がある。解由制度は官司（任地）での確認・引継ぎを前提とする。⁽²³⁾したがってはじめてから任地に赴かず、現地の官物・資財及びその管理帳簿に一切関与しない官人は、もともと解由制度の対象外であった可能性も皆無ではなからう。よって⑧⑨⑩の遥任を遥授に読み替える事は慎重になるべきである。

ここまでの検討結果をまとめると、遥授官は厚遇された地方官の一種（①③）であり、天皇の判断で任命された（④）。現地に赴任・駐留をせず（④⑤）、また任地の使政・政務に関与しない官人（②⑤）であった。必ずしも兼任官とは限らず（③④）、一旦任地に赴任した地方官人は遥授官に含まれなかった（⑥⑦）。逆に、遥任官に対してのみ解由免除（⑧⑨⑩）が許されたが、任地政務に関与したか否かの明確な痕跡は確認できない。

以上の確認を踏まえると、遥任官が遥授官と同義であるか否かを検討する前に、遥任官自体の解明が必要といえる。その原因は遥任官の史料自体が乏しい事であり、これが研究の停滞を招いたと考えられる。したがって、先学とは違う新しい視点で遥任官の史料を見出す必要がある。

一般的にいえば、日本の律令官司にまつわる諸制度は、唐制を継承したものが多い。遥授官は『旧唐書』をはじめとする唐代史書に散見する。唐令に遥任・遥任官などについての具体的規定や定義があれば、大いに参照すべきところである。しかし、それらの具体的史料は発見されておらず、唯一、遥授官人へ交付する任官証明書（告身）の令文が一条発見されたが、遥授官の具体的職制を伝えるものではない。⁽²⁴⁾唐代遥授官を論じた劉後濱は唐代遥授官の事例を、親王や貴戚に地方長官を虚授する者と、外任の官が京官を遥領する者の二つにまとめたが、頼亮郡はこれに加えて、軍功を挙げた榮寵武将への授与の例を挙げている。⁽²⁵⁾紙幅の関係上、一部の史料を抜粋して掲げる。

史料①『旧唐書』卷六二・列伝一二・楊恭仁伝

人吏悦服、自葱嶺已東、並入朝貢。未幾、遙授納言、総管如故。

史料②『旧唐書』卷一八三・列伝一三三・韋温伝・中宗景龍三年（七〇九）条

遷太子少保、同中書門下三品、仍遙授揚州大都督。

史料③『全唐文』卷七一七・徳宗貞元十一年（七九五）頃・李公（輔光）墓誌銘

特恩遙授内給事、又有金章紫綬之賜。

右のうち、まず史料①は、武徳年間（六一八・六二六）の記事である。遠く葱嶺（タジキスタン、パミール高原）からの朝貢を成し遂げた涼州総管（のちに都督府と改称）楊恭仁に、皇帝側近の官・納言（侍中）を遙授し、兼任させたことがみえる。史料②は韋温が揚州都督府の長官・大都督を遙授された記事である。韋温は軍功を讃えられたことで、京官の太子少保に加えて地方官の遙授を受けている。史料③は監軍使李輔光の功賞記事で、遙授した官職は後宮の内侍省に置かれた内給事である。内給事を拝任した輔光は太原府（現在の山西省太原市）の武官である太原監軍使のまま活躍し、興元監軍使を務めて京師には帰還しなかつたと考えられる²⁷。

このような唐代の厚遇的任官を、日本の遙授官は継受したものと推測できる。さらに贅言すれば、『旧唐書』などの唐代史書には「遙授」の任官が頻出するのに対して、私見の限り「遙任」の語は皆無のようである。遙任官が唐制に見当たらないことは、それが日本の国情に心じて生み出された独自の任官形態だった可能性を物語っているのではなからうか。

日本の遙任官を解明することは、そのまま日本の地方支配のあり方を探る手掛かりとなろう。次章ではこれまでの検討結果、特に史料②を踏まえて、今まで着目されなかつた交替式文を取り上げることで、遙任官の性質を明らかに

したい。

二、在京国司と使政

史料②に話を戻そう。これは畿内・七道諸国で地方官を兼官する「遥授人」の地位を保証し、使政に関与しないよう確認した法令である。②は遥授国司に関する貴重な史料でありながら、その制度的意義については注目されてこなかった。

ここで議論されるのは、四度使の任務（使政）であり、諸国（西海道諸国は大宰府）から毎年上京する使者たち、朝集使・税帳使・計帳使（大帳使）・貢調使（調庸使）のことである。四度使は別々の時期に担当する案件の帳簿・貢物を持参して、年一回京へ赴き、自国の政務報告をおこなった。諸国の官人を直接管轄するのは太政官の弁官であり、諸国の帳簿は弁官局を経由して関係官庁に振り分けられた。その内容に応じて太政官での裁定や民部省での勤会業務をおこない、地方官司の行政内容を監督したのである。

四度使は、京師の政府中枢と大宰府・諸国国司を結ぶ重要な連絡を担っていた。国司四等官と品官（史生・国博士・国医師）たちは交代で四度使として上京し、国務の状況報告をおこなう。国府から出発した国司は、官道の駅家で馬を乗り継ぎ、宿泊をしながら上京する。国司の派遣回数が多いほど、道中で供給する駅家に負担が増えるため、専使を減らし、なるべく複数の任務を兼務させて一人の使者に委ねることは、国家としても推奨するところであった。加えて朝集使・税帳使・計帳使の三使と異なり、貢調使は駅馬の利用が出来なかった。⁽²⁸⁾そのため国司側の負担が大きい貢調使の上京には、なおさら委託が便利であったことになる。古代ではこのような委託を「便附」と呼び、その代

行者を「便使」と呼んだ。⁽²⁹⁾ 便附・便使は国司に限らず、広く普及した伝達手段であった。便使と委託元の関係は位階の上下に拘らないものであり、それは天平勝宝三年（七五一）に越中国司を離任した大伴家持の惜別歌からも窺われる。⁽³⁰⁾ 国守家持の離任に合わせて、次官以下の国司が大帳使の使政を「便附」したのである。

便附は、公卿クラスの高官に対してすらおこなわれた。天平勝宝二年美濃国司解には美濃国守の参議・紫微大弼（大伴兄麻呂）が朝集使を務めたことがみえる。⁽³¹⁾ 彼がどのような立場であったか知るすべはないが、基本的には京で要職にあたり、任国に常駐しなかったために、美濃国から委任を受けたものであろう。

以上のように確認すると、現地に常駐しない地方官が国務に関与したか否かを明確に峻別する指標は、任国政務の報告をおこなう使政に関係するか否かだった、といつてよいのではなからうか。この理解が許されるなら、在京地方官の分類・分析には使政の有無に焦点を当てればよいという見通しが立てられる。

右の展望に立つとき、国司と使政の貴重な史料となるのが右の交替式文である。⁽³²⁾

史料⑭ 『延曆交替式』第41条（延曆二十二年奏進・施行）

一、調庸未進事

右、去延曆八年五月十五日下、諸国符僞、得備中国朝集使介從五位下下毛野朝臣年繼解状一僞、去年十月、奉使入京。而当年調物、便附年繼。依有未進、雖教遣催、在国之官、曾不存心。謹檢太政官去宝龜十年八月二十三日符一僞、入京公使、無返抄者、不預釐務、奪料申送者。今国司等、偏存此符一、專累使人、無心催領、奉使之徒、劳苦京下。還任之日、即奪公解、在国之宰、曾無相催。班料之日、競望優給、未進不絶、則由於此。望請、如此之類、不論彼此、同奪其料者。A官判、目已上公解、共奪申上。B但遥附・便附者、不在奪例者。

以前、承前条例、如^レ件。今被^レ右大臣宣^レ、奉^レ勅、依^レ少奪^レ多事、実不^レ穩。而斛米返絹、一物未進、則偏稱格式、悉奪^レ公廩。於^レ事思量、深乖^レ弘恕。C自今以後、宜^レ国司史生已上、各作^レ差法、准^レ未進數、割其公廩、隨^レ色弁備、進^レ納京庫上。但其未進之物徵收、以充^レ公廩。其省寮計会、毎年勘出。然則、未進之源、從^レ此而絶。D自余事条、一依^レ先符^レ者。省宜^レ承知、准^レ勅施行。

周知のとおり、律令制下の一般公民（課丁）には調・庸が賦課された。部内百姓が貢納した調庸物は毎年冬に京進される。³³ 国司のなかで担当者が決められ、綱領・運脚たちを引率して大蔵省などの收納官司や封家に納入し、³⁴ 民部省・主計寮で納入の審査（勘会）を受けた。もしも納入品が所定の数量に足りなければその国の国司は処罰され、逆に問題がなければ帰国の途に就く。³⁵ もともと律令の原則では、租税の貢納を国司の長官以下が連帯し、不足が生じた場合の処罰も全員で分担するものであった。³⁶ しかし八世紀半ばに貢納物の未納が国家的課題となると、³⁷ 国ごとの責任者を明確にして納入状況の改善を図る専当制が導入される。調庸の未納については宝龜十年（七七九）、各国で調庸を担当した国司一人のみの公廩稲収入を、全て没収することにしたのである。

だがこの宝龜十年官符にも不備があり、調庸の担当国司が自身で京進せずに、他の国司に任務を「便附」する迂回策を見逃していた。この懲罰方法では代理人のみに科罪が集中する。その一方で、本来の調庸担当者は科罪されず、現地で未納分の充填対処に努めることもなかった。備中介の下毛野年継は、調庸の貢進とは関係ない朝集使として前年十月に入京した。³⁸ 翌年の春、彼がまだ在京することに目をつけた備中の調庸担当国司は、年継に調庸貢納の任務を便附したのである。件の法的欠陥により、延暦七年納入分の備中国調庸は不足したまま、年継は京を離れられなくな

彼の訴えを受けて太政官の裁定（官判）が下され、調庸の未進があれば国司目以上全員の公廩稻を没収する連坐制（傍線部A）へと転換した。ここで重要となるのは、「遥附・便附」された官人を対象外としたことであり、委託を受けた国司の責を問わないことが延暦八年官符の核心であった。続いて延暦十四年に至ると、国司四等官に加えて史生にまで処罰対象者を拡大（傍線部C）した。ここでも「遥附・便附」された国司は例外という規定（傍線部D）は残されている。民部省・主計寮へ提出する調庸帳の末尾には、調庸担当国司の名を明記する決まりであった。³⁹ 応対する弁官および省・寮側でも、その国司が本来の使者（専使）であるか便使にすぎないか容易に判別出来たのである。それゆえ傍線部Bのように、未納の徴収対象者から便附された国司を除外することが可能であった。

以上が史料⑭の概要である。しかし同じ官符が貞観九年（八六七）奏進、翌年施行の『貞観交替式』では次のようにやや異なった文面で掲載されている。

史料⑮ 『貞観交替式』第24条

一、調庸未進事

右、去延暦八年五月十五日下、諸国符僮、得備中国朝集使介從五位下下毛野朝臣年繼解状、去年十月、奉使入京。而当年調物、附年繼。依有未進、雖數遣催、在国之官、曾不存心。謹檢太政官去玉龜十年八月二十三日符僮、入京公使、無返抄者、不預教釐務、奪料申送者。今国司等、偏存此符、專累使人、無心催領、奉使之徒、勞苦京下。還任之日、即奪公廩、在国之宰、曾無相催。班料之日、競望優給。未進不絶、則由於此。望請、如此之類、不論彼此、同奪其料者。官判、自己上公廩、共奪申上。B但遥任便附者、不在奪例者。

以前、承前条例、如件。今被右大臣宣僮、奉勅、依少奪多事、実不穩。而斛米疋絹、一物未進、則偏称

「格式」⁽¹⁾、悉奪⁽²⁾公廨⁽³⁾。於⁽⁴⁾事思量、深乖⁽⁵⁾弘恕⁽⁶⁾。自今以後、宜国司吏生已上、各作⁽⁷⁾差法⁽⁸⁾、准⁽⁹⁾未進數⁽¹⁰⁾、割⁽¹¹⁾其公廨⁽¹²⁾、随⁽¹³⁾色弁備⁽¹⁴⁾、進⁽¹⁵⁾納京庫⁽¹⁶⁾。但其未進之物徵収、以充⁽¹⁷⁾公廨⁽¹⁸⁾。其省寮計会、毎年勘出。然則、未進之源、□此而絶。自余事条、一依⁽¹⁹⁾先符⁽²⁰⁾。

二つの官符を対照させると、大きな相違に気づくであろう。

史料⑭B 「但遥附便附者」

史料⑮B 「但遥住便附者」

交替式とは、官人の引継ぎ事務（交替政）に関わる単行法をまとめた法令集である。その編纂事業は既存法令の集りに留まらず、編纂当時からみて無効になった部分や修正すべき法令に注記を付した。その公的解釈が『延暦交替式』においては「今案」、『貞観交替式』においては「新案」として付記され、披見者に有効法の誤認を生じさせない工夫が施された。加えて、菊地礼子が指摘したように、追記で変更を示さずに直接原法令の語句を書き換えた条文（『延暦交替式』第27条）が存在する⁽⁴⁰⁾。また福井俊彦は、原法令の字句を部分的削除・整理した事例を指摘したが、いずれも『延暦交替式』における事例である⁽⁴¹⁾。

二氏の成果が現在でも交替式研究の先端にあり、『貞観交替式』には原法令の直接書き換えは今日にいたるまで発見されておらず、課題のまま残されている。しかも『貞観交替式』の写本は前田家本以外に現存しないため、誤字脱字の確認も必要である⁽⁴²⁾。史料⑭Bと史料⑮Bの相違は単なる誤写か、意図的編集であるのかを慎重に検討しなければならない。

そこで注目すべきは、史料⑮が『政事要略』巻五一交替雜事・調庸未進事の冒頭にも引用されていることである。一般に普及した新訂増補国史大系本で当該箇所を確認すると、「遥住」ではなく「遥任」とある。また国史大系本と系

統を異にする『政事要略』の写本が、一致して「遥任」と記している⁽⁴³⁾。加えて、法制史料上に「遥任」の例は見出せないことと、一般的に「任」と「住」の字形が酷似することを考慮すると、『貞観交替式』には本来「遥任」とあり、前田家本『貞観交替式』の「遥住」は誤写にすぎないと考えるべきである。以上の検討から、史料⁽¹⁵⁾は遥任官の法令史料として扱い得ると考えられよう。

次に、これが史料⁽¹⁴⁾Bから書き換えられた理由を探りたい。まず、「遥附」とはどのような意味であろうか。「遥かに」＋「附す」という組み合わせから推測する限り、遠方の人物への付託、たとえば国府から在京の国司へといった意味合いがまず想定されよう。早川庄八は遥附を「在京している使者」に附すことと簡単に定義した⁽⁴⁴⁾。「遥附」が登場する数少ない法令が次の史料である。

史料⁽¹⁶⁾『類聚三代格』卷七下・公文事・延暦十六年（七九七）正月二十三日付官符⁽⁴⁵⁾

太政官符 不可遥附公文事

右、被大納言正三位紀古佐美宣、稱、奉勅、参議已上・左右大弁・八省卿者、任典・群寮、所掌亦重。而今所_レ帶諸国公文、参_レ对諸司、触_レ事不_レ便。自今以後、宜_レ停_レ遥附_一。

これは参議や八省長官など勅任官の兼国官人に対して、使政委託を禁制した官符である。ここでの遥附は、勅任官たちに諸寮における公文提出を委託することにある。つまりこれは史料⁽¹⁴⁾と同じく、使政の便附にはかならない。したがって便附と遥附に、委託における距離以外の相違はないと考えられよう。

発布の原因となる「不便」は、何を意味していたのだろうか。それは主税・主計寮でおこなう国衙文書の審査（参对）に、官制上は諸寮を差配する高官が出頭したために生じたものであった。つまり、下級官人である寮官が四位以上相当の上級官人を審問するという歪な状況の現出が原因であり、それが勘会業務に支障を来たしたのである。そう

考えると、当該官符が下された背景が理解できよう。事書だけを讀む限り、諸国に公文の「遥附」を禁止したものと読める。しかし事実書に目を移すと、問題の根幹は勅任官たちの「参对」にある。当該格の意図は便附（遥附）全般の禁止ではなく、兼国する勅任官への委任を禁じたものと解すべきであろう。したがって、史料⑬は遥附全般の禁止ではなく、史料⑭や⑮当時も遥附行為は可能であった。実際、私見のように考えなければ、史料②が出された背景を理解できないであろう。

このように確認した上で話を史料⑮に戻す。遥任⇨遥授と仮定した場合、傍線部Bが問題となる。委託を受ける対象者として、当該箇所は「遥任」官⇨遥授の官人、そして便附された官人という二種を挙げている。遥授官に関しては前述のとおり、承和七年勅によって使政委託が禁止されていた。罰則の対象外となる委託対象として「遥任」の官が挙げられ、それが遥授の官を意味するのであれば、貞観九年撰進の史料⑮と、承和七年の史料②は明らかに矛盾する。書き換えを施しながらも、それが既存の規定と矛盾したという経緯を想定する事は困難である。したがって遥任⇨遥授という仮定は是認しがたい。

逆に遥任と遥授は異なると仮定しよう。前章で論じたとおり、遥授人は任国の使政に関与させないと承和七年格が保証していた。それゆえ、承和七年格が有効法であった当時、「遥附・便附」を「遥任・便附」へと交替式編者が変更した要因は、「遥任」と「遥授」の相違に存在したと考えられる。さらに史料②（『貞観格』）は法令であり、既存の勅と相矛盾した規定を貞観交替式編纂者が意図的に生み出したとは考えにくい。したがって「遥附」を「遥任」へと書き換えた原因は、『貞観交替式』当時、「遥任」の官に対して使政の委託（便附・遥附）が可能であったためということになる。つまり『貞観交替式』編纂が終えた貞観九年十一月十一日以前の時点で、遥任官とは地方国府から公文を委託され得るポストであった。したがって、遥任⇨遥授という古くからの通説的理解は成立し得ず、また遥任官は遥

授官を包括する用語とした木内の理解も不適當ということになるのである。

おわりに

使政の委託を手掛かりに、遥任・遥授官を考察してきた。第一章では、遥授国司が通説通り、留京したまま国司としての職務と責任を一切問われないことを確認した。遥任官の様相に不明点が多いことを指摘し、この克服を第二章で試みた。第二章では、まず在京する地方官とその職務関与の有無が京進公文の代行が指標になると考えた。その見通しの下、四度使を中核とする使政およびその便附・遥附を検討し、史料②の発令を受けて『貞観交替式』に書き換えが実施されたと論じた。そして遥任官と遥授官の相違が、使政の遥附の有無、つまり地方官としての職務の関与にあると推定した。

検討結果をまとめると次のようになる。

- I、遥任・遥授は法制用語であり、共に地方官への特殊な任官を意味する。
- II、遥授官は任地に一度も赴任せず、また地方官の職務も果たさない官人である。
- III、遥任官は任地に常駐せずに、地方官の職務（本稿では主に使政を確認）を果たす。

遥任官が使政に関与したということは、地方官としての職務を果たすポストであったと推定することが可能である。これに対して遥授官は一切地方官の職責を負わないポストであり、国務に関与しうる「遥任」官は、遥授官と似て非なる任官形態であった。それまでの慣例的立場（旧慣）が法制化されたことで、遥授官の制度が確立し、資養等を目的とする「遥授」官と峻別された。そのために、遥任官の初見は文徳朝の仁寿元年に下るのであろう。遥任と遥

授を同義とした旧来の理解は不適當であり、遙任官は遙授官と區別する形で後發的に生まれた任官用語と考えられる。

本稿冒頭で令制地方官を三種に整理したが、それらに遙任・遙授が対応することに気づくであろう。

1 現地に常駐して地方官として執務する者

↓ 一般地方官

2 京に常駐（あるいは必要な時だけ下向）して地方官として執務する者

↓ 遙任官

3 京に常駐して地方官として執務しない者

↓ 遙授官

日本における遙授官は官人厚遇策の一環であり、その待遇は当然、古代官人たちの要望および古代国家の政策を反映した結果である。古代律令国家を構成する官人たちにとって、彼らの希求するものは留京することであり、それは皇族・藤原氏以下の中央氏族ほぼ全てが畿内豪族の系譜をひくことに原因があった。中央氏族は、自身らの利益代表者を五位以上官人（大夫）として政界へ送り込むことがその存続のために不可欠であり、地方官としての赴任が忌避されたことは想像に難くない。日向臣が筑紫大宰帥に任じられると「世人、相謂之曰、是隱流乎」と評されたように、⁽⁴⁶⁾古く律令制以前より畿内を離れて地方へ赴任することは、左遷と受け取られかねない側面を有していた。

しかし、大宝令制で郡司よりも少ない職分田に抑えられていた地方官の俸給は、天平十七年（七四五）以降の公廩稲制度の整備によって飛躍的に増加した。これを受けて官人処遇策の一環として、地方に空官が任じられ、臨時の恩寵や天皇に近い官人への厚遇がはじまることになる。この動向はまず奈良期半ば、赴任をしない員外国司の登場として具現化し、弘仁期に形を変えて遙授官が登場したのである。⁽⁴⁷⁾

弘仁年間を迎えるまで、遙授・遙任に相当する呼称が登場しなかったのはなぜであろうか。それは両者の登場する背景に桓武朝以降の地方政策が大きく関係していたためであろう。平安初期に入ると、国守を中心にして公卿の兼国

が急増したという指摘がある。⁽⁴⁸⁾ 期を同じくして、延暦十六年（七九七）頃には勘解由使が設置され、解由状の監査制度が刷新された。⁽⁴⁹⁾

公卿の兼国が増加すると、各国国司の代表者が必ずしも長官ではない国が増えることになる。したがって通常の長官を惣判者とする前提は通用せず、責任者が長官なのか否か不明確な国が増えてしまう。おそらく空官は大宝令施行直後からある程度存在し、通常の地方官と混在する形で補任されていたが、国史にはその旨が明記されなかったであろう。しかし、そのほとんどは今日の我々にとって判別が困難である。

空官は、唐制の遙授官を継受する形で弘仁二年（八一—）に初見するが、この動向は多くの兼国者を抱える諸国の地方政策と国司監察の在り方に大きく影響することになる。遙授官が初見する弘仁年間に、「官長」が法令の対象者として頻出しはじめた。⁽⁵⁰⁾ 官長は官司における長官・次官のうち、現実の責任者を指し示す律令用語である。国司のうちのだれが遙授官であり、だれが実際の国務責任者であるか区別することは当時、地方収取と監察体制の強化をすすめる古代国家にとって大きな関心事となっていた。⁽⁵¹⁾ 仁明天皇が述べた「旧貫」は、遙授官が初見する嵯峨朝までに生じていたものであろう。そして承和七年（八三九）勅によって、はじめて遙授国司の地位が明確に立法化された。それは遙授官が確立する画期であったのみならず、京で地方官の職務（主に使政であろう）を果たす遙任官という用語が生まれる端緒となったのではなからうか。遙授官の制度は、日本の地方官制のなかに位置づけられ、永く存続した。

（表2参照）

平安前期に入り、ようやく日本の律令国家は2や3のような地方官の把握に乗り出したといえよう。遙授官の登場は、政務をとる一般的国司を明確化していく国家的政策の象徴であった。換言すれば、それは国司が地方支配官として官僚化され、中央政府のもとに一元化されてゆく現れであり、国司官長が徴税と行政責任を一身で請け負う受領制

の成立に不可欠な下地であったのである。

脚註

- (1) 拙稿「国司官長の再検討」(『日本歴史』八三三号、二〇一七年)。
- (2) 養老選叙令5任両官条及び「令義解」同条。
- (3) 『続日本紀』大宝二年(七〇二)八月辛亥条にみえる、大宰帥を兼任した大納言石上麻呂である。彼は故右大臣阿倍御主人への弔問に遣わされたと『続日本紀』大宝四年(七〇四)閏四月辛酉是日条にみえており、現地に常駐しなかったことが確認できる。
- (4) 村井康彦「平安中期の官衙財政」(『古代国家解体過程の研究』岩波書店、一九六五年)は、中央財政を支えていた調庸制の衰退に伴い、十世紀半ばに諸国正税租穀の遥授制(外庫支給)へと移行し、給付の国家的責任が放棄されていくと論じている。
- (5) 代表的なものは、佐藤全敏「日本古代の四等官制」及び「正倉院文書からみた令制官司の四等官制」(『平安時代の天皇と官僚制』所収、岩波書店、二〇〇八年、前者の初出は二〇〇七年、後者は新稿)。
- (6) 喜田貞吉「国司制の変遷」(『喜田貞吉著作集3 国史と仏教史』所収、平凡社、一九八一年、初出は一九七七年)、滝川政次郎「地方行政制度から観たる農民生活」(『律令時代の農民生活』所収、乾元社、一九五二年、初出は一九二六年)。
- (7) 吉村茂樹「遥任並びに年官の制」(『国司制度崩壊に関する研究』所収、東大出版会、一九五七年)。
- (8) 泉谷康夫「任用国司について」(『日本中世社会成立史の研究』所収、高科書店、一九九二年、初出は一九七四年)。
- (9) 渡辺滋「平安時代における任用国司」(『続日本紀研究』四〇一号所収、二〇一二年)及び「任官関係文書に見る当事者主義」(『日本古代文書研究』所収、思文閣、二〇一四年)、『訳註日本史料 延喜式』中巻(集英社、二〇〇七年)の民部上110遥授国司条頭注。
- (10) 原田重「遥授国司について」(『日本歴史』六十号、一九五三年)

- (11) 木内基容子「遷授国司制の成立について」(『史料と研究』三号、一九八九年)。
- (12) 養老公式令87外官赴任条。
- (13) 史料①の「半分焉」は簡潔で多義的な表現であるが、もし四分の一のさらに「半分」という意味であれば「其半分焉」のように指示語がつくはずであろう。よって、本論のように読むべきであると考える。
- (14) 新訂増補国史大系本の底本である谷森本は、記事末尾に欠落がある。不備のない記事が三条西家本を底本とする東山御文庫蔵の卷子本(勅封七三・二。早稲田大学戸山図書館所蔵写真帳・請求記号…J210.08.1007.82を利用)に収められているため、翻刻して史料③として掲げた。写本系統の研究には、遠藤慶太「『続日本後紀』の写本について」(『平安勅撰史書研究』所収、皇學館大学出版、二〇〇六年、初出は二〇〇四年)があり、当該条を収録した『続日本後紀』巻九の最善本は、三条西家本を写した谷森善臣旧蔵冊子本(宮内庁書陵部図書寮文庫・請求記号…谷454)とみられる。しかし、鹿内浩胤「『続日本後紀』現行本文の成立過程」(『日本古代典籍史料の研究』所収、思文閣、二〇一一年、初出は二〇〇九年)が論じたように、東山御文庫卷子本は谷森本が伝えない記事を多数収録しており貴重である。
- (15) 『類聚三代格』卷十二諸使并公文事・承和七年五月二日付官符
 応_レ停_レ止_レ諸使便_レ附_レ遷授人_レ事
 右、檢_レ案内、去延曆二十一年八月二十七日格_レ傳、右大臣宣、奉_レ勅、諸国調庸專当_レ歷名、附_レ大帳使_レ、依_レ例申送。而使
 人予知_レ物_レ麁惡、規_レ求_レ遁去、遂称_レ病_レ故、便_レ附在京国司等、調物_レ濫惡、從_レ此而生。即此法令雖_レ有_レ科_レ条、所司空_レ
 能_レ遵_レ奉。今被_レ右大臣宣_レ傳、奉_レ勅、内官之吏、無_レ禄之人、夙夜服_レ事、身_レ乏_レ衣_レ食。因_レ茲、或兼_レ牧_レ宰、猶直_レ本_レ任
 或_レ拜_レ外_レ史_レ身_レ留_レ京_レ華、皆將_レ潤_レ以_レ俸_レ料、令_レ得_レ代_レ耕。而諸国皆忘_レ旧_レ貫、便_レ附_レ使_レ政、公文惑_レ於_レ失_レ錯、貢
 物煩_レ於_レ鹿_レ惡。諸使擁_レ塞、職_レ此之由。宜_レ下_レ符_レ諸_レ道、勿_レ令_レ更_レ然。
- (16) 『類聚三代格』卷五定秩限事・承和二年(八三五)七月三日付官符「諸国守介四年為_レ歷事」によって、諸国国司・史生の任期は四年間と定められた。
- (17) 利光三津夫・長谷山彰「貞観の讃岐国百姓鬪殺一件」(『新裁判の歴史』所収、成文堂、一九九七年)。
- (18) 『平安遺文』一・一五二号・貞観九年二月十六日讃岐国司解。

(19) 『類聚三代格』卷七牧宰事・延暦五年(七八六)四月十九日付太政官謹奏には「国宰・郡司・鎮将・辺要等官、到任三年之内、政治灼然。前件二条已上者、伏望、五位已上者、量事進階。六位已下者、擢之不次、授以五位」という勳賞規定があり、「到任」は着任の意味で用いられている。

(20) 『延喜式』太政官式32解由程限条

凡内外諸司解由者、惣令進二通。其程限者、官長・任用、各依受領・勘知之程。並申畢、即下二式部省并勘解由使。若不進二通者、返却不下。(後略)

『延喜式』太政官式37未勘知条

凡内外諸司任用之輩、新到任後、未勘知前、不得輒注未勘知、申前司解由与不状。但到任之間、有遷替人、可過程期者、乃聽注之。

(21) 延喜式の不得差使条に示す遙任国司と明記した解由免除規定は、延喜十二年以降の『延喜交替式』施行までの間に初めて法的に確定したものであり、これ以前に遙任国司の解由取得の有無は個別に勘申されていたとみられる。

(22) 福井俊彦「延喜交替式の編纂」(『交替式の研究』所収、吉川弘文館、一九七八年)。

(23) 事例として『類聚三代格』卷五・交替并解由事・貞観十二年十二月二十五日付官符「一、可定国司已下、不待解由与入京並帰本郷科責事」を参照。

(24) 北宋「天聖雜令」附載不行唐雜令第13条()内は双行。

諸勳官、及三衛諸軍校尉以下、諸番首領・婦化人・逐遠人・遙授官等告身、並官紙及筆為寫(其勳官・三衛校尉以下、附朝集使、立案分付。逐遠人附便使及驅送。)若欲自寫、有京官職及總麻以上、親任京官為寫者、並聽。

右の令条は武官及び諸蕃首領・婦化人・逐遠人たちに告身(官品・官職の授与証)筆写とその公費補助を認め、遙送方法も規定した令文である。これら三種類の官人と並んで遙授官も明記されているが、具体的職掌規定ではない。影印は天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証附唐令復原研究』(中華書局、二〇〇六年)を参照。

(25) 劉後濱「唐代告身的抄写与給付——《天聖令・雜令》唐13条釈読」(『唐研究』十四卷、二〇〇八年)、頼亮郡「遙授官・

「逐遠人と唐代的告身給付—《天聖令・雜令》唐13条再釈(1)」（『新史料・新観点・新視覚—《天聖令論集》(下)』所収、元照出版有限公司、二〇一一年）。

(26) 『旧唐書』卷四四・志第二四・職官三・内侍省条。

(27) 劉前掲論文。

(28) 永田英明「駅制運用の展開と変質」（『日本古代駅伝馬制度の研究』所収、吉川弘文館、二〇〇四、初出は一九九六）。

(29) 今日にいたるまで便附の詳論は見当たらないが、早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」（『日本古代の文書と典籍』所収、吉川弘文館、一九九七年、初出は一九六二年）、永田英明「馳駅制度と文書伝達」（前掲書所収、初出は一九九七年）が間接的に検討している。地方国司からの文書京進は、専使を派遣する直送と、便使に附して送る通送の二種類があった。後者は別の目的で上京する使者に委託するものであり、この便使への附送を「便附」と呼んだ。右の使い分けに関しては、国司の欠員報告を規定する選叙令8在官身死条に対する二つの明法注釈が参考になる。

『令集解』選叙令8在官身死条・令釈

釈云、「皆則言上」、謂附「便使」。若无「使次者、附「専使」耳。古記（同古記）

天平十年（七三九）ごろに成立した古記と、延暦六年（七八七）から十年までに成立した令釈によれば、諸国の専使は「次」となる使者、つまり便使がない場合に限って派遣すべきものであった。『令集解』各注釈の成立年代については、井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（日本思想大系『律令』所収、岩波書店、一九七六年）を参照。

(30) 『万葉集』卷一九・四二七四番

便「附大帳使」、取「八月五日」、応「入京師」。因此、以「四日」、設「国厨之饌」、於「介内藏伊美吉繩麻呂館」、饒「之。于」時、大伴宿祢家持作歌一首。

しなごさる越に五箇年、住み住みて、立ち別れまく、惜しき初夜かも。

(31) 天平勝宝二年四月二十二日美濃国司解（『大日本古文书』三・三九〇、東南院五楨十二）。

(32) 史料⑪の典拠には『石山寺資料叢書 史料篇1』（法蔵館、一九九六年）、史料⑫には『尊経閣善本影印集成』三五（八木書店、二〇〇五年）を使用し、また『政事要略』穂久爾文庫本は早稲田大学戸山図書館所蔵写真帳（請求記号：J210.0

8.1007.07)を利用した。民部省による公文勸会を中核とした地方官監察が、勘解由使勘判と填償制へと変遷する。ことは梅村喬「民部省勸会と勘解由使勘判」(『日本古代財政組織の研究』)所収、吉川弘文館、一九八九年、初出は一九七五年)を参照。

(33) 養老賦役令3調庸物条。

(34) 諸国の調庸貢進制は、長山泰孝「調庸違反と対国司策」(『律令負担体系の研究』)所収、塙書房、一九七六年、初出は一九六九年)、北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」(『日本古代国家の地方支配』)所収、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九七五年)に詳しい。

(35) 調庸の貢進プロセスについては、北條前掲論文に詳しい。調庸帳と枝文にあたる文書は、『政事要略』卷五七交替雜事・雜公文事の冒頭に列挙されている。

(36) 養老戸婚律25輸課稅物違期条(『類聚三代格』卷八調庸事・大同二年(八〇七)十二月二十九日付官符所引)。

(37) 吉沢幹夫「専当国司制についての再検討」(関晃先生還暦記念会編『日本古代史研究』)所収、吉川弘文館、一九八〇年)、俣野好治「調庸制と専当国郡司」(『律令財政と荷札木簡』)所収、同成社、二〇一七年、初出は二〇一六年)。

(38) 朝集使は毎年冬に上京して、翌二月まで滞在する諸国の使者である。朝集使は毎年各国の国司一人が務めるものであり、公文の京進、元日朝賀への参列、あるいは法令の受理・昭会といった中央政府と自国を繋ぐ様々な政務を果した。坂本太郎「朝集使考」(『坂本太郎著作集7』)所収、吉川弘文館、一九八九年、初出は一九三一年)、川尻秋生「口頭と文書伝達―朝集使を事例として―」(『文字と古代の日本』)二所収、吉川弘文館、二〇〇五年)を参照。

(39) 『類聚三代格』卷二二諸使并公文事・承和九年正月二十七日格所引天応元年(七八一)八月二十八日付官符。

(40) 菊地礼子「交替式の一考察」(『お茶の水大学人文科学紀要』第三分冊、一九七二年)。

(41) 福井俊彦「延暦交替式」の編纂」及び「貞観交替式」の編纂」(前掲書所収)。

(42) 吉岡真之「解説」(『尊経閣善本影印集成』三五所収)は、前田家本「貞観交替式」に誤写・誤脱の多いことを指摘する。

(43) 押部佳周「政事要略の写本に関する基礎的考察」(『広島大学学校教育学部紀要』第二部第五卷、一九八二年)が詳しく論じたように、『政事要略』には複数の写本が現存する。大系本が底本とした大阪市立大学福田文庫本は、中原章純本系統に

属し、十八世紀前半に書写された滋野井公麗本を宝暦十二年（一七六二）に写した冊子本である。これとは別系統の写本が稲葉通邦本（国立公文書館・内閣文庫 請求記号・179・0093）であり、御厨子所預高橋家の紀宗直所蔵冊子本の系統に属する、明和八年（一七七二）の写本である。押部氏によれば紀宗直本は、欠損箇所相違等からみて、滋野井本と異なるテキストを伝えるものである。さらに、『政事要略』巻五一でもっとも年代の古い写本は徳久邇文庫所蔵の卷子本とみられている。同本は未だ書誌学的調査結果が公にされていないが、『国書総目録』は室町末期の書写としており、写真帳（早稲田大学戸山図書館所蔵、請求記号・J210・08・10007・07）を確認すると、中原家蔵書印が各巻の内題に捺されているものである。『政事要略』の写本系統には不明点も多いが、三つの写本いずれも当該箇所「遙任」と記していることが確認できる。

(44) 早川庄八註（29）

(45) 三条西家本『日本後紀』同正月庚戌条の「勅、参議已上・左右大弁・八省卿、委任（任カ）既高、群寮所仰。而介帯之國、遙附公文。因茲、参対諸司、事不穩便。自今以後、宜停遙附焉」という記事と、史料⑩（前田家本）を比較すると、前者の「而介帯之國」と後者の「而今所帯之國」には相違がある。この原因を弘仁格編纂時点の改変とみなす余地もある。しかし当時の勅任官の兼国は守に集中する（泉谷前掲論文）ため、原法令が介に限定して遙附を停止する意味が見当たらない点と、「今所」を草書で崩すと「介」に似る可能性がある点の二つから、三条西家本の「介」は誤字と考えておく。同本の影印は、『天理図書館善本叢書相書部二八 日本後紀』（八木書店、一九七八年）を参照。

(46) 『日本書紀』大化五年（六四九）三月是月条。

(47) 亀田隆之「員外国司」〔奈良時代の政治と制度〕吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九五四年）は員外国司数の変遷と、員外国司と延暦期以降の権任国司、京官兼任国司の三つには空官の性格が共通することを指摘する。岩間武雄「権任国司に就いて」〔史学研究〕四一（一九三二年）及び「員外国司考」〔同〕三の二号、一九三二年）は、権任国司が遙授国司ポストの不足を補う員外官と同様の国司であると指摘した。権任国司の主要な論考に俣野好治「権任国司の任命をめぐる」（『ヒストリア』一二二号、一九八九年）が挙げられる。

(48) 新野直吉「律令制後末期地方制度の諸問題」〔日本古代地方制度の研究〕所収、吉川弘文館、一九七四年、初出は一九

六五年)、土田直鎮「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」(『奈良平安時代史研究』所収、吉川弘文館、一九九二年、初出は一九七五年)。

(49) 福井俊彦「勘解由使の設置」(前掲書所収)。

(50) 所功「国衙『官長』の概念と実態」(『日本歴史』二二六四号、一九六九年)及び拙稿前掲論文。

(51) 『観心寺縁起資財帳』所引承和十年(八四五)十一月十四日付官符には「以_レ当国守_一、充_レ件寺别当_一。若守遥授、以_レ介充_レ之。立為_レ恒例_一とみえる。これは、定額寺に昇格した河内国観心寺を管轄する専当国司を、守もしくは介に限定するという官符の一節であり、国司長官を別当とすることや、もし国守が遥授官ならば、河内介に専当をさせよとある。つまり国守が遥授官であった場合、次官が官長となったのである。

表1 平安前期にみえる「遷任」・「遷授」記事

No.	国	人名	時期	概要	典拠
1	大宰府 官人及 管内諸 国司	—	弘仁2年 (811)	大宰府官人と管内国司が公廩を京送する場合、海運は四分の一の量まで認める。遷授の官は半分までを認める。	『日本後紀』弘仁2年2月庚辰条
2	五畿内・ 七道諸 国	—	承和7年 (840)	諸国は慣例を忘れて、遷授官に使政を附託し、雑務に支障が生じる。附託を停止せよ。	『続日本後紀』承和7年5月丁丑条、『類聚三代格』卷12・諸使并公文事・承和7年5月2日官符
3	伯耆	笠梁麻呂	承和9年 (842)	高齢であるので劇務から解放するために、伯耆国司を遷授した。	『続日本後紀』承和9年12月戊辰条卒伝
4	丹波	山田連春城	承和9年頃	丹波権博士を遷授し、勉学の助けとした。	『文徳天皇実録』天安2年(858)6月己酉条卒伝
5	河内	—	承和10年 (843)	河内国守を観心寺別当に充てよ。もし守が遷授であれば、政官符を別当に充てよ。恒例となせ。	『観心寺縁起資財帳』所引 承和10年11月14日太政官符
6	備後	山田連春城	承和10年頃	仁明天皇は春城の本業を成就させるために、校書殿に侍することとし、備後権少目を遷授された。	『文徳天皇実録』天安2年(858)6月己酉条卒伝
7	駿河	名草豊成	承和11年 (844)	老齢を理由にして、駿河介に遷授された。その侍給に大学助教の職務の補助に充てた。	『文徳天皇実録』齊衡元年(854)8月丁丑条卒伝
8	近江	小野篁	仁寿元年 (851)	近江守を遷授された。	『同』仁寿2年12月癸未条鑑伝
9	下野	南淵永河	仁寿元年	下野守を遷任された。朝廷が因老を憐れんだためである。	『同』天安元年10月丙子条卒伝
10	讃岐	藤原房雄	貞観8年 (866)	房雄は遷授であり、誤審に関与しなかったのを罪を免じた。	『日本三代実録』貞観8年10月25日条
11	讃岐	藤原良繩	同上	同上	同上
12	讃岐	藤原良世	同上	同上	同上
13	—	—	貞観10年 (868)	公廩田の支給を受けた権任国司と品官の夾名を民部省に年終報告せよ。但し遷授官は除外する。	『日本三代実録』貞観10年12月26日条
14	—	—	貞観12年 (870)	遷任の人の歴は4年とし、他人に譲る場合、6年を最長とせよ。	『日本三代実録』貞観12年12月25日条
15	—	—	貞観18年 (876)	(公廩田の支給を受けた権任国司と品官の夾名について) 遷授官以外は年終ではなく、六月に民部省へ移し、勘会に備えよ。	『類聚三代格』卷17・文書并印事・貞観18年6月20日官符
16	陸奥・出 羽・按察 使・大宰 府など	—	寛平7年 (895)	(辺要国官員に支給していた儀仗を削減する事について) 遷授官員は国府に赴任しないものである。	『類聚三代格』卷5・加減諸国官員并廢置事・寛平7年11月7日官符

表2 平安中期の「遷任」・「遷授」任官記事(儀式書等を除く)

No.	時期	国・人物等	概要	典拠
1	承平5年(935)	備前	遷授官料として交替公文に立項した位禄・季禄料は、いまだに下行されていないため、後年の正税稲で充当せよ。	『政事要略』巻27年中行事11月・給春夏季禄・勘解由使勘判抄・位禄季禄事
2	天曆3年(949)正月21日	近江	職階の上下にかかわらず国司に遷授の者が数多おり、任用国司に従事する者は少ない。	『別聚符宣抄』
3	康保4年(967)	—	諸国一分じ上の官で、兼任・遷授の者が他国や京官に遷任すれば、官符を下して本任を停止せよ。	延喜太政官23(龍頭は「延」)
4	同上	—	参議及左右大弁・八省卿・彈正尹・遷授国司たちは差使してはならない。	延喜民部上26
5	同上	—	遷授国司には公廩田を支給しない。	延喜民部上110
6	同上	—	遷授国司公廩田、没官田や逃亡除帳口分田、乗田はならびに輪地子田とせよ。	延喜主税上2
7	同上	—	諸国一分じ上の官や遷授・兼任の輩が、他国や京官に遷任すれば公廩を受用させてはならない。もし停任官符が到着する以前に処分を終えた場合、妨げがなければ国儲に充当せよ。	延喜主税上13
8	同上	陸奥	按察使及び記事に支給する季禄・衣服、厮丁に支給する衣服は陸奥国正税を交易して充てよ。遷授の人には支給しない。	延喜主税上85
9	永祚元年(989)11月17日	参議正三位行左兵衛督兼皇太后宮権大夫美乃権守源時中等	現地の国司が遷授官公廩を充て行わず、遷授は名ばかりで受用の実がないと訴え出た。これを受けて、今後は参議・遷授・兼国の公廩・位禄・季禄の支給状況を公文期会場で審査するよう命じた。	『政事要略』巻27年中行事11月・給春秋季禄事・永祚2年2月22日官宣旨
10	永祚元年(989)12月3日	従三位行右近衛権中将兼尾張権守藤原道綱等	参議の例に準じて、左右近衛中少将の遷授公廩と位禄季禄の支給も公文期会で審査するよう命じた。	『政事要略』巻27年中行事11月・給春秋季禄事・永祚2年2月23日官宣旨
11	正暦4年(993)8月23日	紀伝・明経・明法・算、四道博士等	多くの儒士たちは給俸がなく、遷授の潤をもってわずかに奉公の資を上面する状態である。しかし近年、国司の儒者は空しく任期を終え、俸料を受け取ることが出来ず、任国の国司は位禄季禄の支給を断る。兼国は名ばかりで給俸の実がない。	『政事要略』巻27年中行事11月・給春秋季禄事・正暦4年10月7日官宣旨
12	長保元年(999)10月10日	大和	当国遷授の俸料代のうち、米150石を下す符2枚を寺主仁城に与える。当寺ならびに東大寺僧供料とする。	『権記』

13	長和元年 (1012) 8月27日	近江・丹波	大嘗会に際して悠紀・主基国の遷授官に吉服を着さない人々があった事を問題視する記事。	『小右記』
14	長和元年 (1012) 10月6日	近江・丹波	冷泉院の周忌に、大嘗会行事の人々、悠紀・主基両国の遷授官達は参入しない。忌みがあるためである。	『小右記』
15	長和5年(1016) 4月28日	—	道長の直廡で小除日が催された。大納言公が左中弁定頼を兼国させることを申し入れており、今日の除日で両国遷授官等に任ずることを望んだが、許されなかった。	『小右記』
16	長久元年 (1040) 11月8日	—	左右近衛次将たちは、遷授された国の国司たちが俸料を下給しないことを愁い申しした。	『小右記』
17	永承7年(1052) 4月25日	伊予・源資房	正月に遷授の物をどう目的で伊予国に遣わした雑色成友が帰京した。	『春記』
18	康和2年(1100) 7月16日	伊勢・右近衛少将兼介坂土大宿称カ	(東寺・成願寺間の相論で提出された承和12年9月10日民部省符の真偽を、少輔橘貞雄の署名によって審査した際に) 省符に見える民部少輔は承和12年当時、欠員であった。また国司奉行に遷授の人も署名がみえる。所見がないものであり、文書の信憑性に不審点がある。	東寺百合文書・平内・目録外231号・康和2年左衛門少尉藤原永実勘文、および平安遺文76号承和12年民部省符案
19	天承元年 (1131) 5月	—	(参議を職事官として扱うか否かについて) 参議が遷授をうけた場合、その位署書に兼の字は使用しない。	『法曹類林』 卷200・公務8・坂上(中原)明兼明法勘文